

「茅ヶ崎市・寒川町広域消防運営計画（素案）」
に対するご意見をお寄せください
＜パブリックコメント（町民意見の公募）＞

パブリックコメントは、町が条例や計画などを策定するときに、その内容を広く公表し、意見を求め、寄せられた意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する町の考え方を公表するものです。

町では「茅ヶ崎市・寒川町広域消防運営計画（素案）」がまとまりましたので、みなさんの意見を聞かせてください。

●市町村の消防に関する責任とは●

日本国内における消防業務は、基本的には市町村単位で運営されています。

消防組織法第6条に、「市町村は、当該市町村の区域内における消防を十分に果たすべき責任を有する。」と規定されており、管轄区域内（町内等）で発生した事案には、寒川町の責任において対応しています。

●消防の広域化とは●

消防の広域化とは、2つ以上の市町村が消防事務を共同して処理すること又はある市町村がほかの市町村に消防事務を委託することです。

近年、災害の多様化や大規模化、高齢化のさらなる進行による救急事案の増加等へ対応するために、国は市町村における消防の広域化を全国的に推進しています。

●寒川町の現状●

国が示している消防力の整備指針（消防隊2隊、救急隊2.4隊）に対し、消防隊1隊、救急隊2隊であるなど、いずれも整備指針と比べて不足しています。そのような状況の中、管轄区域が比較的狭いこと、海や湖に面していないこと、山がないことなどの地理的な要因や周辺自治体からの応援等により、現状の消防体制で対応している状況です。

●なぜ消防の広域化が必要か●

茅ヶ崎市及び寒川町（以下、「両市町」という）の将来の人口推計では、人口減少が想定され、税収の減少が予想される中、高齢化の進行による救急需要の増加等が予想されます。

このことから、消防の広域化により、スケールメリットを生かした「消防力のさらなる向上」を図りつつ、「財政負担の軽減」を実現することで、将来に渡って持続可能な消防体制を構築する必要があります。

●なぜ茅ヶ崎市と寒川町による消防の広域化なのか●

両市町では、住民間の活発な交流や地域的な結びつきの強さを背景に、平成28年2月から消防指令業務の共同運用を開始しています。その結果、共同運用による住民サービスの向上や財政負担の軽減等の一定の効果が認められたことから、同年4月1日に両市町による消防の広域化に向けた委員会を設置し検討を開始しました。

●「茅ヶ崎市・寒川町広域消防運営計画(素案)」について●

両市町では、国が示した推進期限である 2024 年まで（2022 年目標）の消防の広域化を目指し、消防広域化後の新たな組織やその効果等について検討を重ねてきました。その結果、「広域消防運営計画（素案）」（以下、「本計画」）では、「事務委託方式」が、消防の広域化の効果がより高く出る方式と考え、寒川町から茅ヶ崎市へ消防事務を委託することとしていますので、その内容について町民の皆さんからのご意見を募集します。

●主にご意見をいただきたいこと●

本計画の中でも特に『第三章 消防の広域化後の新たな組織の「第9 関係部局との連携」』についてや、『第四章 消防の広域化による効果の「2 消防力の向上」及び「3 財政負担の軽減」』の内容について町民の皆さんにご確認いただき、今後の消防行政についてご意見をお寄せください。なお、お寄せいただいたご意見は、内容ごとに整理・分類し、茅ヶ崎市・寒川町の考え方とともに後日公表します。そのため個別の意見に対する回答は行いません。

※消防の広域化後、消防行政の事業報告や経費（予算、決算）、課題等については、茅ヶ崎市と寒川町が定期的に開催する協議会で協議等を行います。

●募集期間●

平成30年10月2日（火）～平成30年10月31日（水）

●閲覧場所●

町役場 1 階ロビー、消防庁舎 2 階 消防総務課、町民センター、同センター分室、北部文化福祉会館・南部文化福祉会館、寒川総合図書館、健康管理センター、寒川総合体育館、町ホームページ

《ご注意》 ○各施設では閉庁日、休館日等の閲覧はできません。

○資料配付閲覧期間は、意見募集期間と同じです。

●提出方法●

閲覧場所で配布する所定の用紙または任意の用紙に**住所及び氏名**（団体の場合は、**団体名、担当者の氏名及び所在地**）とご意見を記入し、次の方法で提出してください。

（1）直接閲覧場所の募集箱へ投函または消防本部 消防総務課へ持参

（2）郵送 〒253-0106

寒川町宮山 396 番地 寒川町消防本部 消防総務課

（3）ファクシミリ 0467-75-8080

（4）電子メール syoubou@town.samukawa.kanagawa.jp

●対象者●

寒川町内在住もしくは在勤または在学の方

寒川町内で活動する企業、民間非営利団体またはその他の団体

●お問い合わせ先●

寒川町消防本部 消防総務課 総務担当 電話：0467-75-8001（直通）

FAX：0467-75-8080 e-mail：syoubou@town.samukawa.kanagawa.jp